

札幌市移動支援事業事業者登録要綱

(平成 18 年 9 月 26 日保健福祉局理事決裁)

最近改正：令和元年 9 月 10 日

(目的)

第 1 条 この要綱（以下「登録要綱」という。）は札幌市移動支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の施行に際し、事業者登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(登録事業者の登録)

第 2 条 実施要綱第 9 条第 1 項の登録事業者の登録は、移動支援事業を行う者の申請により、移動支援事業を行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに行う。

2 登録事業者の登録を受けようとする者は、事業者登録申請書（様式 1）及び別表に掲げる添付書類を事業所ごとに市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 2 項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者の登録をしないものとする。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 当該申請に係る事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第 5 条第 1 項で定める基準を満たしていないとき。

(3) 申請者が、第 5 条第 1 項で定める設備及び運営に関する基準に従って適正な移動支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

(4) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者があるとき。

(5) 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 22 条第 1 項で定める法律（以下「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」という。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(6) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(7) 申請者が、第 8 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者（当該取消の決定に係る文書による第 7 条第 2 項に基づく指導があった日前 60 日以内に当該法人の役員又はその事業所の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消の日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該登録の取消しが、移動支援事業者の登録の取消しのうち当該登録の取消しの決定の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該移動支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該移動支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する登録の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合を除く。

(8) 法第 36 条第 3 項第 7 号で規定する申請者と密接な関係を有する者が、第 8 条第 1 項各号の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過していないとき。ただし、当該登録の取消しが、移動支援事業者の登録の取消しのうち当該登録の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該移動支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該移動支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する登録の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合を除く。

(9) 申請者が、文書による第 7 条第 2 項の規定に基づく指導に係る必要な措置をとらずに第 6 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(10) 申請者が、第 7 条第 1 項の規定による検査が行われた日から当該検査の結果が通知される日までの間に第 6 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(11) 文書による第 7 条第 2 項の規定に基づく指導に係る必要な措置をとらずに第 6 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、当該指導があった日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由があ

る法人を除く。)の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (12) 申請者が、登録の申請前5年以内に法に規定する障害福祉サービス又は地域生活支援事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (13) 申請者が、その役員等のうちに第4号から第7号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (14) その他、市長が適当でないとき。

(登録の更新)

第3条 第1条の登録事業者の登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 第2条の規定は、第1項の登録の更新について準用する。

(登録事業者の責務)

第4条 登録事業者は、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、移動支援を当該障がい者等の意向、適性、障がいの特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

- 2 登録事業者は、その提供する移動支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、移動支援の質の向上に努めなければならない。
- 3 登録事業者は、障がい者等の人格を尊重するとともに、登録要綱を遵守し、障がい者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- 4 登録事業者は、移動支援の運営に当たっては、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。

(移動支援の事業の基準)

第5条 当該登録に係る事業所ごとに当該移動支援に従事する従業者の基準並びに事業の設備及び運営に関する基準は、札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年10月3日条例第43号。以下「条例」という。）に規定する指定居宅介護に係る基準を準用する。

- 2 登録事業者は、第6条第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該移動支援サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該移動支援サービスの提供を希望する者に対し、必要な移動支援サービスが継続的に提供されるよう、他の登録事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

第6条 登録事業者は、当該登録に係る次の各号のいずれかの事項に変更があったとき、又は休止した当該移動支援の事業を再開したときは、10日以内に、変更届出書（様式2）又は事業廃止・休止・再開届出書（様式3）を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (6) 運営規程
- (7) 当該申請に係る事業に係る移動支援費の請求に関する事項
- (8) 役員の名、生年月日及び住所

- 2 登録事業者は、当該移動支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その1ヶ月前までに、事業廃止・休止・再開届出書を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収等及び指導助言)

第7条 市長は、必要があるとき認めるときは、登録事業者若しくは当該登録に係る事業所

の従業者若しくは登録事業者であった者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は本市の職員に関係者に対して質問させ、若しくはその事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 市長は、前項で規定する報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示、関係者に対する質問、又は検査の結果、必要と認めるときは、登録事業者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指導し、又は助言することができる。
- 3 登録事業者は、第1項の規定に基づき市長が行う報告の徴収等に協力するとともに、第2項の規定に基づく指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な措置をとらなければならない。
- 4 第1項の報告の徴収等を行うときは、本市の職員は身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(登録の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者に係る第2条第1項の登録を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 登録事業者が、第2条第3項第4号、第5号又は第12号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 登録事業者が、第4条第3項の規定に違反したと認められるとき。
- (3) 登録事業者が、当該登録事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第5条第1項で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- (4) 登録事業者が、第5条第1項で定める設備及び運営に関する基準に従って適正な移動支援事業の運営をすることができなくなったとき。
- (5) 移動支援費の請求に関し、不正があったとき。
- (6) 登録事業者が、第7条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書による同条第2項に基づく指導に従わず必要な措置をとらないとき。ただし、文書による同項の規定に基づく指導を受けた場合において、定められた期限までに、意見を述べ、又は証拠書類等を提出し、必要な措置をとらない正当な理由があると認められたときは、この限りではない。
- (7) 登録事業者又は当該登録に係る事業所の従業者が、第7条第1項の規定による質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (8) 登録事業者が、不正の手段により第2条第1項の登録を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者が、法若しくは国民の保健医療若しくは福祉に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者が、移動支援に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (11) 登録事業者の役員等のうちに登録の取消しをしようとするとき前5年以内に障害福祉サービス又は地域生活支援事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (12) その他、市長が必要と認めるとき

(事業者情報の公示等)

第9条 市長は、次に掲げる場合には、その旨を公示するものとする。

- (1) 第2条第1項の登録事業者の登録をしたとき。
- (2) 第6条第3項の規定による事業の廃止の届出があったとき。
- (3) 前条第1項の各号の規定により登録事業者の登録を取り消したとき。

2 前項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業所番号
- (2) 登録事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 事業所の名称及び所在地
- (4) 登録、事業の廃止又は登録の取消しの年月日

3 市長は、前項各号に掲げるもののほか、利用者又は行政機関等の利便のために、登録事業者及び事業所の電話番号その他の必要な事項を開示する。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める

附 則
この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 11 月 9 日から施行し、平成 24 年 11 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年 9 月 10 日から施行する。

(別表)

移動支援事業所の登録に係る記載事項
提出する申請書・付表様式一覧チェック表
指定居宅介護事業所等の指定通知（写し）
定款、寄附行為、及びその登記簿謄本又は条例等
欠格条項に該当しない旨の誓約書及び役員等名簿
設置を申請する法人の資産状況がわかる書類（貸借対照表、財産目録等）
移動支援事業所の平面図
移動支援事業所の写真及び位置図
設備・備品等一覧表
運営規程
利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
主たる対象者を特定する理由等
従業者等の勤務の体制及び勤務形態一覧表
職員名簿
経歴書
実務経験証明書
移動支援従業者の資格証明書（写し）